

## 理事等の報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人愛和会

## 社会福祉法人愛和会 理事等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛和会 定款第8条及び第22条の規定に基づき、理事・監事・評議員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (報 酬)

第2条 理事・監事・評議員の報酬は、勤務実態に即して支給することとし、業務執行理事及び理事・監事・評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 理事及び評議員が、次の事業等に従事するときは、報酬を支給することができる。

(1) 施設長の全般的指導及び補佐を行う

(2) 施設の運営及び経営強化のための相談・指導・助言等を行う

(3) 施設の人事管理及び施設サービス提供に関する指導・助言等を行う

3 理事及び評議員の勤務する日時は、1ヶ月に8日とし、1日2時間を目途とする。

4 この支給の対象となる理事及び評議員は、理事会の承認した者とする。

### (報酬の額)

第3条 報酬の額は、月額400,000円以内とする。

ただし、社会福祉法人愛和会会計の収支状況等によっては、支給しないことがある。

### (費用弁償)

第4条 理事・監事・評議員がその職務を行うために旅行した時は、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、高速道路使用料及び宿泊料とし、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料は、別表第1に定めるところにより、航空賃及び高速道路使用料の額は、現に支払った旅客運賃又は使用料による。

3 定款第6条、第11条及び第26条による招集に応じ会議に出席した理事・監事・評議員・評議員選任・解任委員に対し、その日数に応じ費用弁償（交通費）として、1日5,000円を支給する。

4 監事が前項のほか、監事の職務に服したときは、前項を適用する。

### (支給方法)

第5条 報酬及び費用弁償の支給については、職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。